

【イギリス】グレート・ブリティッシュ・エナジー法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生

* 2025年5月15日、英国政府は、公約に掲げたクリーンエネルギー政策の実現のため、クリーンエネルギー技術への投資を拡大し、開発を支援する国有会社を設立する法律を制定した。

1 背景と経緯

2024年の総選挙において、労働党は、ネットゼロ¹の加速により2030年までに英国をクリーンエネルギー²超大国にするという公約を掲げていた³。2024年7月25日、ミリバンド(Ed Miliband) エネルギー安全保障・ネットゼロ大臣は、2030年までに電力システムを脱炭素化するという政府目標を達成するためには、発電能力への多額の投資と、民間部門と政府との緊密な連携が必要であるとして、国産クリーンエネルギーへの投資を行う国有会社グレート・ブリティッシュ・エナジー(Great British Energy. 以下「GBE」)の設立に関する政策文書を発表した⁴。GBEは、エネルギー安全保障・ネットゼロ大臣が所有する、運営上独立した会社であり⁵、議会から83億ポンド⁶の新規資金提供を受け、次のような役割を担うとされた。①クリーン発電資産、特に浮体式風力発電⁷、二酸化炭素回収⁸といった未成熟な技術に投資するとともに、投資家及び広範な市場と連携して投資機会を創出する。また、単なる投資機関ではなく、収益を将来のエネルギープロジェクトへの再投資に充てることを目指す。②160億ポンド相当の土地及び海底資産を保有するクラウン・エステートとの共同事業などにより⁹、クリーンエネルギー技術の開発を支援する。③地方自治体等と連携し、資金提供を通じて中小規模の再生可能エネ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年9月8日である。

¹ 温室効果ガス(後掲注(15)参照)の排出量を削減するとともに、発生した温室効果ガスを、植林や森林保全活動などの取組で吸収・固定することにより、活動全体の排出量が差引きゼロになっている状態を指す。環境省大臣官房総務課広報室「ネット・ゼロ」2025.3.12. 環境省ウェブサイト <<https://www.env.go.jp/guide/info/ecojin/eye/20250312.html>>

² 化石燃料(後掲注(15)参照)以外を原料として生産されるエネルギー。2025年グレート・ブリティッシュ・エナジー法(後掲注(12)参照)第3条

³ *Change Labour Party Manifesto 2024*, 2024, p.11. <<https://labour.org.uk/wp-content/uploads/2024/06/Change-Labour-Party-Manifesto-2024-large-print.pdf>>

⁴ Department for Energy Security & Net Zero, “Policy paper: Great British Energy founding statement,” 2024.7.25. GOV.UK website <<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/66a235daab418ab055592d27/great-british-energy-founding-statement.pdf>>

⁵ 2024年7月25日、Siemens UK社の前最高経営責任者であったマイヤー(Juergen Maier)氏が会長に就任した。2025年3月、マクグレイル(Dan McGrail)氏がRenewableUK社からの出向で暫定最高経営責任者に就任し、同年7月7日に常任最高経営責任者となった。

⁶ 1ポンドは約198円(令和7年9月分報告省令レート)。

⁷ 発電設備を有する構造物を海上に浮かべて行う発電。エネルギー源として風力・太陽光・潮力・波力などを利用する。「浮体式海上発電」『デジタル大辞泉』コトバンクウェブサイト <<https://kotobank.jp/word/浮体式海上発電-1820035>>

⁸ 排ガスや大気などから、二酸化炭素(CO₂)を分離して回収する技術のこと。地球温暖化対策の中核技術の一つとして世界で研究が進む。「CO₂回収技術とは—排ガスから分離、4手法—」2024.8.8. 日本経済新聞ウェブサイト <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUF073RO0X00C24A8000000>

⁹ クラウン・エステート(Crown Estate)は、1961年クラウン・エステート法(Crown Estate Act 1961 (c.55). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Eliz2/9-10/55>>)によって設立された法人。土地、不動産並びにイングランド、ウェールズ及び北アイルランド周辺の海底を管理し、利益は財務省に還元している。2025年3月11日、1961年クラウン・エステート法を一部改正する法律(Crown Estate Act 2025 (c.7). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/7>>)が制定され、クラウン・エステートによる研究開発等への資金提供や投資支援が可能となった。クラウン・エステートとGBEの共同事業についても、2024年7月25日に発表された。“Press release: New Great British Energy partnership launched to turbocharge energy independence,” 2024.7.25. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/news/new-great-british-energy-partnership-launched-to-turbocharge-energy-independence>>

ルギー¹⁰プロジェクトを展開し、より安価でクリーンな電力を開発する地域発電計画の実施を支援する。④国内のクリーンエネルギー・サプライチェーン全体に対する包括的な支援パッケージを提供し、これらの重要産業における熟練労働者の雇用を大幅に増加させる。

政府は、この政策文書の発表と同日、議会に GBE 設立のための法律案¹¹を提出し、2024 年 10 月 10 日、法律案の可決に先立ち、GBE の設立登記を行った。2025 年 5 月 15 日、国王裁可を受けて「2025 年グレート・ブリティッシュ・エナジー法」¹²が制定され、同日施行された。同法は、全 10 か条から成り、適用範囲は英国内の全地域である（第 10 条）。

2 主な内容

主務大臣は、2006 年会社法¹³に基づく株式会社であること及び英国政府が株式を 100% 所有することを要件として、通知により GBE を指定することができる（第 1 条）¹⁴。GBE は、会社の目的を定款に定めなければならず、その目的は、①クリーンエネルギーの生産、流通（輸送及び送電を含む。）、貯蔵及び供給、②化石燃料¹⁵により生産されるエネルギーからの温室効果ガス¹⁶排出量の削減、③エネルギー効率の向上、④エネルギー供給の安全性を確保するための措置、⑤その事業又はサプライチェーンにおいて奴隸制や人身売買が行われていないことを確保するための措置という 5 項目の促進、奨励及び関与に限定される（第 3 条）。主務大臣は、同大臣が適切と認める条件に従って、GBE に対して、補助金、資産の取得、契約、GBE の利益のための支出行為など、あらゆる形態の財政支援を行うことができる（第 4 条）。主務大臣は、GBE に関する戦略的優先事項についての声明を作成しなければならず、GBE は、主務大臣の声明を反映した戦略計画を公表し、それに従って行動することを定款において定めるものとする（第 5 条）。主務大臣は、GBE 及び主務大臣が適切と認めるその他の者との協議の後、GBE に対して、特定の又は概括的な指示を与えることができ、GBE は、その指示に従わなければならぬ（第 6 条）。主務大臣は、GBE に対する全ての指示を公表し、議会に提出しなければならない（同条）。主務大臣により任命された独立した者は、この法律の施行から 5 年以内に、その後は 5 年を超えない間隔で、GBE の有効性に関する評価を実施し、その報告書を主務大臣に提出しなければならない（第 7 条）。報告書を受領した主務大臣は、報告書を公表し、報告書の写しを議会に提出しなければならない（同条）。GBE は、各会計年度について会社登記官¹⁷に提出すべき計算書類及び報告書の写しを主務大臣に提出しなければならず、主務大臣はその計算書類及び報告書の写しを議会に提出しなければならない（第 8 条）。

¹⁰ 自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生され、半永久的に供給され、継続して利用できるエネルギー。「再生可能エネルギー」『デジタル大辞泉』コトバンクウェブサイト <<https://kotobank.jp/word/再生可能エネルギー-3152733>>

¹¹ Great British Energy Bill. <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/59-01/0005/240005.pdf>>

¹² Great British Energy Act 2025 (c.16). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/16/contents>>

¹³ Companies Act 2006 (c.46). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/contents>>

¹⁴ 2025 年 5 月 19 日に通知が発出された。Department for Energy Security & Net Zero, “Notice of Designation of the company currently known as Great British Energy Group Limited (Company Number: SC825539) as Great British Energy,” 2025.5.19. GOV.UK website <<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/682b504a8999f671f3c2443a/GBE-designation-letter.pdf>>

¹⁵ fossil fuel. ①石炭、②褐炭、③天然ガス、④原油、⑤石油製品又は⑥①から⑤に掲げる物質から直接若しくは間接的に製造された物質（バイオ液体を除く。）をいう。1989 年電気事業法（Electricity Act 1989 (c.29). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1989/29>>）第 32M 条

¹⁶ greenhouse gas. 二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、ペーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）のいずれかをいう。2008 年気候変動法（Climate Change Act 2008 (c.27). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2008/27>>）第 92 条

¹⁷ registrar of companies. 法人格ある会社の登記事務を主管する役人。小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社, 2011, p.939.